

コロナ禍に可能な労働基準法33条による時間外・休日労働

山口大学 経済学研究科企業経営専攻（医療・福祉経営コース） 三隅達也

1. 非常事態における時間外・休日労働

わが国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行により、特に感染者の多い地域で働く医療従事者たちは多忙を極めています。

新型コロナウイルスによる集団感染が発生した大阪市のある病院では、保健所が2度にわたり注意したにもかかわらず、人員確保が困難という理由で、新型コロナウイルスに感染した看護師を働かせていたことが明らかになりました¹⁾。

労働者保護の観点から、労働基準法（以下、法）32条では1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超過して働かせることを禁止しています。また法35条では、毎週少なくとも1回、あるいは4週を通じ4日以上法定休日を確保することが定められています。

通常、使用者が労働者に対して法定労働時間外や法定休日に働くことを命じるためには、法36条に基づく労使協定（以下、36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

このたびの新型コロナウイルスの蔓延に伴い、2020年4月7日に東京都など7都府県に対して緊急事態宣言が発令され、16日

にはそれが全国に拡大されました。病院などでは、36協定で定める延長労働時間や労働させることができる法定休日の日数を超えて職員に勤務を命じる可能性が高まりました。このような非常事態の場合、法33条の規定により法定労働時間外や法定休日に働くことを命じることができます。

厚生労働省の通達²⁾には、新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合は、法33条の適用が可能であることが記載されています。ただし、それはあくまで必要な限度の範囲内に限り認められることに十分注意してください。

なお、36協定に基づく時間外・休日労働と同じように割増賃金を支払うことや、月100時間などの時間外・休日労働を行った労働者に対する産業医面談などが必要であることは言うまでもありません。

2. 労働基準監督官の意見

筆者は労働基準監督官に対して法33条に関する質問をいくつか行い、次のような回答を得ましたので紹介します。

Q1：これまで医療機関や福祉施設の関係者から、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う法33条の適用について、どのような相談を受けましたか？

A：病院を中心に複数の相談は受けましたが、個別の内容については答えることはできません。通常は、鉄道の事故などで急遽^{きよ}工事を行う鉄道会社などが法33条による時間外・休日労働をさせることが多いです。

Q2：「許可申請書」や「届」は、どのように記載すればよいのですか？

A：「許可申請書」として事前に申請することが望ましいですが、実際には事後の「届」で提出する事業場が多いです。

Q3：法33条の適用は「必要な限度の範囲内において」ということですが、どのように判断すればよいのですか？

A：具体的な基準などは示し方がありませんので、それぞれの事業場で判断していただくことになります。また、延長時間の上限はありません。悪用を防ぐという意味で「必要な限度の範囲内において」とあります。

Q4：法33条により時間外・休日労働を労働者に命じる場合、延期や中止することが可能な通常の業務は控えるべきですか？

A：常識的に考えて、法33条を使うからには業務調整を行い、それらの業務は控えるべきです。重要なことは、長時間労働によって労働者が疲弊しないようにすることです。

Q5：36協定で定める時間外・休日労働の上限とは、どのように関連しますか？

A：36協定とは関連はありません。全く別

物と考えてください。

Q6：その他、留意点はありますか？

A：36協定とは異なり労働者代表の同意は義務付けられていませんが、労使で話し合ったうえで具体的な業務内容や延長時間を決定することが望ましいと言えます。また、病院だからといって、すべての職種や業務が法33条の適用対象になるわけではありません。

3. 緊急性の低い診療は延期や中止を

上記の労働基準監督官の意見などをもとに考えると、法33条に基づいて職員に時間外・休日労働を命じるからには、緊急性の低い診療や延期することが可能なルーチン業務は控える必要があります。

その理由は、職員の労働時間を少しでも減らし、過労による健康障害を防止するためです。これは、労働契約法5条に定められている安全配慮義務を適切に果たすことにつながります。また、通常診療で使用するマスクやガウンなどの個人用防護具や消毒薬の消費を抑え、それを新型コロナウイルス感染症の対応に回すためや、患者を減らして院内感染拡大を避けるためでもあります。

2020年4月8日、日本外科学会など医学系10団体は患者や医療従事者への院内感染を防止することを目的に、緊急性の低い

手術や検査を延期する提言を発表しました³⁾。

経営者としては医業収入の減少を避ける

ために、なるべく通常の診療を継続したい
かもしれません。建前としては地域医療を
守るためなどの体裁のよい言葉を並べたと
しても、このような非常事態に緊急性の低
い診療を継続した場合、その状況次第では
批判を受ける可能性もあります。人命だけ
でなく経済にも大きな悪影響をもたらす新
型コロナウイルスが猛威を振るっている現
在、延期や中止することが可能な診療は、
思い切って自粛したほうが賢明と言えるで
しょう。

【参考文献】

- 1) 朝日新聞. 2020年4月25日・朝刊
- 2) 厚生労働省：厚生労働省発基0317第17号. 令
和2年3月17日
- 3) 一般社団法人日本外科学会：新型コロナウイ
ルス陽性および疑い患者に対する外科手術に
関する提言（改訂版）. 2020年5月7日
[https://www.jssoc.or.jp/aboutus/
coronavirus/info20200402.html](https://www.jssoc.or.jp/aboutus/coronavirus/info20200402.html) (2020年4月11
日確認)